

# 平成24年度・25年度五木村地域防災計画見直しの全体概要

【凡例】「青書き」は、平成24年度(H24.6)見直し事項  
「朱書き」は、平成25年度(H25.6)見直し事項

## 情報収集・伝達体制の充実

- 1 住民への多様な情報伝達手段の確保、活用  
○携帯電話一斉メール(緊急速報メール、県防災情報メール)の活用による情報伝達手段の強化
- 2 避難計画(第3章第9節) P23  
○避難勧告等発令基準の速やかな策定、適切な運用  
○避難勧告の発令基準の明確な策定、シミュレーション訓練による確認  
○村から県への避難勧告等発令の速やかな報告  
○避難困難な状況下での避難勧告等のあり方  
○児童生徒等の保護者への引渡しルール作成
- 3 情報収集及び被害報告取扱計画(第3章第5節) P20  
○早期的な被害等の調査による情報収集と内容
- 4 救出計画(第3章第11節) P29  
○警察、消防、自衛隊、海保等実動機関との情報収集体制の強化  
○ヘリ保有機関の連絡会議開催等による災害時ヘリ運用体制の構築及び早い段階での出動要請

## 緊急救助・保健医療体制の充実

- 1 救出計画(第3章第11節) P29  
○救出・救助用の防災資機材等の整備  
○救出・救助関係機関における連携体制の構築
- 2 生活必需品供給計画(第3章第15節) P31  
○生活必需品の範囲の明確化  
○生活必需品の円滑な提供
- 3 医療、助産計画(第3章第18節) P33  
○医療機関等の連携体制の確保  
○広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受入体制の整備  
○医療施設の安全性の確保

## 住民避難支援体制の充実

- 1 避難計画(第3章第9節) P26  
○避難所等安全性の確認及び速やかな避難所開設のための体制構築  
○避難所開設時の速やかな住民への周知  
○避難所運営職員の派遣  
○避難者の把握、避難所開設の報告  
○避難場所の選定  
○避難所運営マニュアルの作成等及び適切な管理運営  
○孤立化地域対策(衛星電話等の整備促進)  
○大規模災害における広域的な避難収容の応援協定  
○避難者情報の共有等による避難元と避難先自治体の連携強化  
○災害の特性に応じた安全な緊急避難場所の確保、適切な住民誘導  
○緊急避難場所、避難所の案内標識、誘導標識等の設置促進  
○長期避難に対応した避難所の確保、支援物資の受入・配布体制の整備  
○速やかな避難所開設のための体制構築  
○プライバシー確保、女性への配慮、感染症予防、食中毒発生予防等に対応した避難所運営  
○災害時要援護者等の特別な配慮が必要な避難者への対応  
○要援護者支援個別計画の策定、適切な運用、避難訓練等による確認  
○福祉避難所の指定  
○教育機関等の避難計画策定  
○水、食料、燃料等の備蓄、配給体制の確保  
○既存の備蓄物資の品目、数量等の点検と見直し  
○燃料の備蓄体制、方策等の検討  
○広域避難に関する市町村間の連携体制の確保  
○広域的な避難収容の検討  
○被災者等への的確な情報活動関係の追加

## ボランティア活動の環境整備

- 1 災害ボランティア計画(第3章第36節) P46  
○ボランティア活動における地域福祉の推進  
○関係機関と協働体制の構築  
○ボランティアセンターの体制の整備  
○災害ボランティアの活用

## 地域防災力の向上

- 1 防災訓練計画(第2章第8節) P12  
○自主防災組織の育成促進、活性化  
○地区における防災マップ作成、緊急連絡網の作成及び避難訓練等による確認  
○資機材の整備促進、実践マニュアル配布等による組織率の向上  
○自主防災組織の核となる防災リーダーの育成、防災訓練、防災教育等への活用促進
- 2 防災知識の普及、啓発(第2章第6節) P9  
○村職員に対する防災教育  
○住民における防災知識普及方法と内容の充実  
○学校教育における防災知識の普及促進  
○災害教訓の後世への伝承  
○養所位置の確認、家具転倒対策等の普及、啓発
- 3 防災訓練計画(第2章第7節) P11  
○避難訓練の実施等学校における防災教育の充実
- 4 動員計画(第3章第2節) P15  
○災害時の災害対策本部機能の充実・強化  
○災害対策本部運営要領等の見直し  
○県・市町村間の連絡体制の強化  
○職員の防災対応能力向上など、災害対応体制の強化  
○災害対策本部室等の執務スペース拡充  
○予報伝達責任者の選定と連絡体制の整備  
○災害対策活動用資機材等の確保(第2章第3節) P6

## 復旧に向けた対応

- 1 動員計画(第3章第16節) P32  
○応急仮設住宅等の早期供給、運営管理  
○応急仮設住宅の建設予定地の選定、確保  
○民間住宅建設関係団体との協力体制の強化  
○被災者の一時居住のための民間賃貸住宅関係団体、民宿等関係団体等との協力体制の構築
- 2 大量のがれきやごみの円滑な処理  
○がれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保
- 3 民間団体計画(第3章第26節) P39  
○組織の種別・活動範囲及び内容の修正

## 災害に強いまちづくりの推進

- 1 建築物等災害予防計画(第3章第35節) P46  
○公共建築物、民間建築物等の耐震化の促進  
○県・市町村の防災拠点施設の耐震化  
○県・市町村施設等の耐震化  
○一般建築物等の災害予防に関する啓発促進  
○ブロック塀、広告板等の倒壊防止  
○避難所施設の耐震化

## その他修正事項

- 1 総則(第1章第2・3節) P1  
○防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務・熊本県産業廃棄物協会の追加  
○五木村の災害要因と被害状況・被害状況の修正
- 2 災害応急対策計画(第3章第1節) P14  
○熊本県南広域本部球磨地域振興局の修正
- 3 各対策部の分掌事務 P55  
○班長の修正